

いろいろな資料出して下さいよ。これだつて委員長から要求されてやつとこれを大急ぎで出してくるというより態度は私は非常に遺憾です。もつとひとつサービス精神を持ってください。これはほんとうにサービスじゃない、あなたの方のつとめですよ。あえてサービス精神と言いましたけれども、サービス精神を持って出してください。いつか豊瀬君が、さっき言ったように、文部省関係の出版物なんか、できるだけそのつど国会議員の文教委員に配ってほしいというように、例をあげて地方からの出版物なんかについて言つたことあつたでしょう。あれだつてその後ナシのつづて。われわれにただの一番も配られたことがない。そういう態度を改めていただきたい。もつと積極的のいろいろな資料をわれわれに提供していただきたいというのを特に注意し、また希望しておきますから、それに対する御見解なり何かあつたらこの際承つておきたい。

○政府委員(八木徹雄君) いま秋山先生からお話がありましたことを弁明しようとは思いません。全く御指摘のとおり、決して意識的に消極的になつておるとは毛頭考へておりませんけれども、なお配慮の足らざるところがたくさんあつたと思ひますので、十分注意をして、おさなりの言葉ではなしに、積極的に出すように私のほうからも注意し、御要望に沿うようにしたいと思ひます。なお、三十九年度の予算の資料、説明書というのは、衆議院のほうでそういう要請があつて、ちやうどそのとき私出しておつたのですから——その前に、私も文部省に入つてみて、農

林省あるいは大蔵省、各省が全部やられておるようでもないようでございます。すけれども、農林省あたりでやつておる資料は非常に参考になる、これはただわれわれだけの参考ではなくて、その他一般で特に知りたがつておる向きもあるわけでございますので、作成するときに言つた直後にそういうお話が出てきたのであります。至急に調製をして、初めてのことでございまして、理想的のものはできておりませんけれども、とりあえず、大まかな重要案件というものの解説といったような形で出したわけですが、当然、参議院にもお配り申し上げておるつもりであつたのでございまして、きいていないようでもございまして、全く粗漏でございまして、急いで、これを準備ができておることでございますので、至急に配らせるようにいたします、まことに申しわけないと思つております。今後気をつけます。

○秋山長造君 重ねて、次官をうかつしやるから申し上げるんですが、特に文教関係の問題というのは非常に幅が広いし、それから根も深いわけなんです、だから文部省だけが、文部省という建物の中に閉じこもつていろいろやられるだけで満足に解決のいく問題じゃないと思ひます。これは国民各階層はもとより、国会にしても、文教だけじゃなしに、すべての国会議員、衆参すべての方面の人たちに理解を深め、また協力も求めなければ、満足に文部行政というものが進んでいくわけじゃないから、ですから、そういう、いまおつしやるような、文部省としてはよその役所でもやつてないような、いわば画期的な初めての試みくらいでやら

れたのなら、なおさら、いち早くわれわれに配るのはもちろん、文教委員以外の国会議員なんかだつて、それくらい予算はあると思ひます、文部省に。金がないからでぬというのなら別ですけれども、そのくらいのはPR資料にもなるのですから、全国会議員に配るくらい熱意を示してもらいたいと思ひます。とにかく要求されたら要求された人だけにちよろよろと出しておいて、あとは知らぬ顔、そんな消極的な態度ではいけないのです。それではやはり文行政というものがほんとうに国民のものにならぬと思ひます。どうも私から見ますと、ひが目でなしに、何か秘密主義と言つたらちよつと適切でないかもしれぬけれども、何か一つのからの中にじつと閉じこもつて、あまり外にあけつづろげというふうなことで、知らぬ顔というふうな感じにどうもとれるのです、文部省のやり方というものは、それはやはり文部省自身にとつてプラスにならぬと思ひます。もつとつとあけつづろげで、虚心たんかいにいろいろな方面に資料も提供し、情報も提供し、同時に協力を求める。そしてまた文教予算のこの問題なんかについても、広く各方面の総合的な協力を足場にしてい、そして充実していくというふうな状態に切りかえてもらいたいと思ひます。私はほんとうに文教行政を思つて御注意することなんですから、だから、すなおに聞いていただきたいと思ひます。どうぞぜひひとついままでの態度を改めていただきたい、重ねてお願いしておきます。徹底してお願いしてください。もう一度ひとつ……。

○政府委員(八木徹雄君) 了承いたしました。真心こめてそういう努力をいたします。

○秋山長造君 いまの資料は至急に配ってください。

○委員長(中野文門君) これは委員長からも申し上げましたが、ただいま秋山委員の申されたことですが、文部省関係の出版物等、その経費のからぬものは、なるべく文教委員のほうへ御配付願いたいと思ひますし、さらに衆参両院の国会の各種委員会等に、文部省関係のまとまつた資料等を配付する場合には、その機会に、当院の文教委員会に、その原則としてお配り願うことが非常に望ましいと思ひます。よろしくお願い申し上げます。

○秋山長造君 ただいま議題になつております法律案について若干御質問を申し上げます。

まずお尋ねしたいのですが、一般的に言う文化功勞者に対する優遇方法としてはどういふことがあるのか、ひとつ網羅的に御説明願ひたい。

○政府委員(蒲生芳郎君) 文化功勞者につきましては、功勞者として顕彰いたしまして、そしてその行なわれました功績に対しましてこれを顕彰し、なお優遇措置として、従来年額五十万円の年金を支給してまいつております。

○秋山長造君 私の質問がちよつと誤解を与えたと思ひますが、それはもちろんこの法案に書いてあることですから、いまの点はわかつていることなんです、その点でなしに、文化功勞者な名目で文化上の功勞者に対する優遇の方法が国の制度として講ぜられてお

りますね、文化勲章もその一つであらうし、そういうものがどれだけあるのかというのを列挙的に御説明願ひたい。

○政府委員(蒲生芳郎君) この文化功勞者につきましては、ただいま申し上げましたが、なおこのほかに文化勲章の制度もございまして、現在は文化勲章を受けられた方は同時に文化功勞者の中に選ばれるという措置がとられております。したがつて、文化勲章を受けられた方は文化功勞者として年金を受けております。なおそのほかに、學術上の功績の顕著な科学者を優遇するために日本学士院というものがございまして、その学士院会員になりまして、そしてこれも年金が支給されております。また、芸術上功績の非常に顕著な芸術家を優遇するために芸術院会員制度がございまして、このほかに年金制度がございまして、そのほかなお褒章制度がございまして、藍綬、黄綬、紫綬という褒章制度もございまして、これで国家的な顕彰をいたしております。

○秋山長造君 いまおつしやつたもののうち、年金を伴うものとしては文化功勞者、それから学士院会員、それから芸術院会員、この三つですね。

○政府委員(蒲生芳郎君) 年金はそれだけでございまして。

○秋山長造君 この文化功勞者に対する年金と、それから学士院会員に対する年金、芸術院会員に対する年金というの公的な性格はこれは同じものなんでしょうか、違ふものなんでしょうか。

○説明員(安達健二君) 性格的に申しますと、文化功勞者年金は賞金的な性格を持つてゐるものと考えておりま

○秋山長造君 私の質問がちよつと誤解を与えたと思ひますが、それはもちろんこの法案に書いてあることですから、いまの点はわかつていることなんです、その点でなしに、文化功勞者な名目で文化上の功勞者に対する優遇の方法が国の制度として講ぜられてお

す。それに対して芸術院会員あるいは
学士院会員に対して支給されます年

金は、優遇措置ではございますが、賞金というよりは、その方々の生活をより豊かにして、長年の功績に報ゆるという意味合のものでございまして、優遇措置であることにつきましては共通であります。年金という性格はある程度異なるものと考えているわけでございします。

○秋山長造君　そうすると、芸術院会
員や学士院会員の年金というのは、生
活給といつて適切かどうかわからぬ
が、とにかくそういう生活費を見てい
く、生活費の幾ぶんかでも国の手で見
ているところ、こういう性格のものとい
うように解釈したらいいんですか。

○説明員(安達健二君) 生活費と申しますと、ちよつと実態と違ふと思つたのでございますが、これらの芸術院会員なり学士院会員の方々の生活をより一そう豊かなものにするといふことでございまして、生活費の補助といふことじゃなくて、生活費にさらにプラスアルファするものと、こういう意味合いと考えております。

○秋山長造君 文化功勞者のほりは年金は従来五十万円だったのですが、芸術院、学士院は幾らですか。

○説明員（安達健二君） 現在は四十万円でございますが、三十九年度からこれを五十万円にいたすべく予算を提出いたしておるわけでございます。

○秋山長造君 芸術院、学士院の年金を幾らにするというのは、これは法律事項じゃないですね。文化功勞者のほうは法律事項になっておるのですが、そこら辺、何ですか、やはり文化功勞者のほうが格が高いから法律事項に特

にしているのですか、何か特別の理由があるのですか。

○説明員(安達健二君) 学士院につきましては、日本学士院法という法律がございまして、その法律で予算の範囲内において年金を支給すると、こういうことになっておるわけでございまして、一方、文化功勞者のほうは年金額を法律できめておられる、こういうことでございまして、立法政策の問題で

ございまして、おそらくは文化功労者という制度自体が、国の文化に果たす役割りがより一そう高いというような観点からさうになっているとみなされております。

○秋山長造君 それからもう一つこの機会にお尋ねしておきたいのですが、

○説明員(安達健二君) これは必ずし
 学士院のほうは学士院法という法律で
 こまかいことまでできていますね。学
 士院といわば対をなしておる芸術院の
 ほうは、こまかいことは全部政令事項
 になっているのですね。そこら辺は何
 か沿革的に理由があるのですか。どう
 いうわけでそういう片ちんばなかつこ
 うになっているのですか。

も明らかでございませんが、芸術院につきましては文部省設置法の第二十五条で規定がございます。学士院法は同

じく二十五条の二でござえますが、くわしくは日本学士院法の定めるところによると、こういふことになっておるのであります。学士院法のはうがこういふような法律の形式をとつて、法律をもつて詳しく規定しておるといふことは、おそらくは学術会議との関連その他からこういふようになったんじゃないなからうかという沿革の点でございまして、特に性格上違ふということ

はないと、まあ大体想像いたしております。

○秋山長造君 想像といつて、あなた
がその法律をつくつたときに当事者
じゃなかつたらさうおつしやるのか
もしれませんが、いずれにしても、こ
れができたのはそう大昔じゃないで
しょう。ここ十年か十年前後くらいと
いうようなことでしょうが、そこらの
経緯が、文部当局から想像に基づくよ

うな御答弁しか聞けぬということは私はおかしいと思うのですが、何かその程度のばく然とした理由しかないのですか。どうしてこういうような形になつたか。それはかくかくしかじかだかというきつぱりした答弁はできぬのですか。

き先生のような感覚で前の人に聞いてみるわけでごさいますけれども、大體沿革的なそういう理由だというように伺っております。

○秋山長造君 学士院にしても、芸術院にしても、事務局があるでしょう、それで院長その他の役員もおられるわけでしょうからね、別に内容的に学士

院のほうが非常に世帯が大きくて芸術院のほうはただ肩書きだけのものだということじゃないだろうと思う。大体

似たような組織なり何なり持つている
と思うのですがね。だとすれば、やは
り大体はば両方つり合いのとれた形に
しておいたほうが、ていさいもいいん
じゃないかと思うし、実際の運営上か
らもそのほうがいいんじゃないかと思
うのですが、別に、たとえば芸術法
というよりな独立した立法をおやりに
なって、そして芸術院というよりなも
のをもっと充実をしていく、そして一

国の芸術行政といいますが、というより、うなものをもっと豊かなものにしてい

くというお考えはないのかどうか、これは政務次官からお考えを聞いてみたいと思います。

○政府委員（八木徹雄君） 的確な準備をしておきませんので、御満足のないようなお答えがでかかねるかと思えますけれども、先ほど人事課長が申しま

したように、立法当時の経緯というものも、いま言ったような経緯でござい
ますわけでございますが、しかし、秋
山先生のおっしゃるように、文化功勞
者、芸術院会員というものの、それはや
はり文化、芸術に寄与するという点に
おいて、日本のトップレベルであるこ

とは間違いないわけがあります。その意味で、おっしゃることにつきましては検討を要する課題ではないかと思えますので、あとでよく検討いたしまして善処をいたしたいと思えます。

○秋山長造君 実は私、前に一度、灘尾文部大臣から直接お伺いしたことがあるのですけれども、灘尾さんとしては、どうも現在の芸術行政といいます

か、そういう方面の行政というものが非常に不十分だ、したがって、何とか芸術行政というようなものをもっと幅

広く豊かなものにしていきたいのだというような抱負を承ったことがあるのです。であるから、ちよつとお尋ねしたのですが、これはいずれまた次の機会にでも大臣に直接お伺いしてみたいと思っています。

それから、従来五十万円を賞金的な性格を持つ年金として支給しておられたわけですが、この五十万円は当初から五十万円だったのか、途中で何が増

額されたとか、そういう過去の経緯をお伺いしたい。

○政府委員(蒲生芳郎君) 文化功勞者年金が制定されましたのが昭和二十六年の四月でございまして、当時からやはり五十万円でございます。この五十万円をどうして算出したかということとは、手取り額を当時三十万円として、それに当時の税額を加えて積算した額でございます。当時は課税所得でござい

いしましたが、三十七年度以降は非課税になっております。今日まで五十万円です。まいいっております。

○秋山長造君 三十七年度から免税という事になっているのですね。

○政府委員(蒲生芳郎君) さようでござります。

○秋山長造君 二十六年の発足当時の五十万円ということを決定されたのは、手取り三十万円にあと税金ということで五十万と決定されたということですが、それはやっぱり何かの基準があつてきめられたわけですか、それともいきなりぼつと五十万という数字が飛び出してきたのですか、どうか。

○政府委員（蒲生芳郎君）　いまの手取り三十万円という金額の算出の基礎は必ずしも明確でございませぬ。が、こ

の金額は当時の国家公務員の俸給にいたしますと、当時の十四級六号俸に相当するものでございまして、これは本省の局長の最高額に相当する金額になつております。

○秋山長造君 今度百万円ということになった場合、やはり当初の一つのものさしになったと言われる局長の最高額というのはどういふことになるのか

わかりませんか、高いですか、低いのですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) これを現在の給与に切りかえますと、本省の局長の最高額、当時の十四級六号俸に相当する金額が現在の俸給表では行政職(一)の二等級六号俸に相当いたします。これによって年額を計算いたしますと二百二十七千円に相なります。

○秋山長造君 そうすると、やはり今度五十万円を倍にして百万円にされた経緯の中にも、いまおっしゃったような局長最高額が現在大体この程度だったということ、それとほぼ同水準ということとで百万円ということにされたわけですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 大体さように心得ております。

○秋山長造君 大臣が御出席になったので、さっきの御質問をもう一度繰り返したいと思うのですが、私のお尋ねしたことをもう一度繰り返しますと、いま政府の手でやられております文化上のいろいろな優遇措置というものを大体分けてみますと、文化勲章、それから文化功勞者、それから日本学士院会員、芸術院会員、それからさらにその他の褒章制、大体この五種類ぐらいある。そのうち文化勲章、文化功勞者等ももちろん関連するわけですが、学士院とそれから芸術院というものが、おそらく組織としては最高のものだろうと思うのですが、そのうち学士院のほうは日本学士院法という独立した法律ができて、それに基づいて機構、運営、その他のこまかい点に至るまできっちりと規定されている。ところが芸術院のほうは全部政令事項になっているわけですが、ただ、文部省設置法の二十

五条で、文部大臣の所轄のもとに日本芸術院を置くということが定められているだけで、内容、運営、組織、その他すべて政令にゆだねられている。で、どうもその点だけから見ますと、芸術院のほうも、学士院に比べて何か影が薄いような感じを受ける。また、別の面から考えますと、特に日本の場合、これはもう學術ももちろん大いに振興していかなくやならぬが、同時に、藝術の振興といえますか、尊重といえますか、これも非常に日本文化の特殊なところ、いろいろ伝統もあるわけですが、藝術の振興といえますか、尊重といえますか、これは非常に重要な国策だと思つて、特に大臣は、どうも国のやつておる芸術行政といえますか、美術行政といえますか、そういうものが非常に不十分だ、大いに芸術行政、美術行政についてははもともとと力を入れて、従来の旧套を打破して積極的に進めていかなきゃならぬというような抱負を持っておられるように従来承つてきておるわけですが、まあその芸術行政、美術行政についての何かこういふことをやるのだ、やりたいのだという具体的な抱負があれば、この際承りたいことと、それから同時に、そういうもののいわば法的な裏づけにもなるわけですが、芸術院というものを、学士院と同じように一つの独立した立法をやつて、そうしてその内容を充実していくというような考えがないかどうかというような点についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 現在の芸術院と学士院、いずれも文部省設置法によつて設置せられておるわけですが、さういふ、その基本的な措置について、

か、あるいは芸術院賞を出すとかいうだけでは、いかにも貧弱じゃないか。また、各種の展覧会等につきましても、ときに文部大臣賞というふうなものをあつておられますけれども、ただ、それだけのことで、やはり美術を振興するとか、芸術を振興するといふ場合には、美術家あるいは芸術家のことについて、何か行政的に考える余地はないものであらうかという点をお尋ねするものであります。あるいはまた、外国との芸術、文化等の交流を行なうに際しまして、いかにも日本の体制というものが不十分ではなからうか、このようにも思つておられます。もう少し積極的な行政ができるような仕組みにしなければいけないのではないかと、この程度を考えておるわけでございます。

日本に、はたして美術行政があるのかということになりますと、いかにも貧弱という感じがしてならぬのであります。諸外国の例等も、ひとつ十分勉強をしてもらつて、将来その方面の充実をはかつてまいりたいものだというのが、私の心持ちでございますが、なかなかそこまで手が回らねておるのが、今日の実情でございます。

○秋山長造君 私も全然しろうとですが、けれども、芸術関係なんかでは、日本の水準といふのは、おそらくフランス、イタリヤあたりと比べて、別に遜色がないくらいな水準じゃないかと思つておる。フランスやなんかでも、特にこの問題に専門に扱つた役所があつて、独立して相当権威を持った役所があるといふことも聞いておるわけですが、それに比べると、いま大臣がおっしゃつたとおり、どうも芸術院賞と

か、学士院賞とか、あるいは文部大臣賞とかいうような程度であつて、子供だましといつてはちよつと語弊があるけれども、まあそんなものでは、何か一貫した一つの國家的なスケールを持った美術行政、あるいは芸術行政というふうなものは、これはないわけですが、それからまた、一國の政治上の大きな課題なんかに取り上げられたこともない、そういうわけで、いわば好事家の骨とう趣味みたいなところに追いやられておるといふのが、実態じゃないか、これではやはり、ほんとうに文化國家というふうな根がおりてこないと思つておる。

それには、いろいろやることはあるでしょう。金の面からも、機構の面からも、またやり方についても、これは根本的にひとつ、いままでのやり方を再検討されて、相当強い決意を持って、見識を持って、大臣がおやりにならないければ、なかなか実効を伴はぬと思つておる。その一つの出发点として、それはいまも大臣がおっしゃつたように、政令事項であらうと、法律事項であらうと、そんなことで別に、學術と藝術との間に甲乙の差別をつけるものじゃない、それはそのとおりだと思つて、しかしそのとおりならば、なぜ片一方は、法律で詳しくきめ、芸術院のほうは、一行か二行のこの文部省設置法でお茶を濁してゐるのかという反問もできるわけなので、やはり芸術院についても、学士院のとおりになつて、独立しては別になんてですけれども、芸術院については、もつともつと、そのあり方、その果たす機能というふうなものについても、ただ、何か芸術家の隠居所みたいな感じにならずに、

もつとも生きて動いて、新しい時代の芸術を指導していくというふうな、生きた機能を期待したい。

そのためには、たとえば芸術院法というふうな独立した立法をやらせて、そうして芸術院というものを法律の面からも、かちつと確立していく、充実にしていくことが、内容の検討とともに、ぜひ必要なんじゃないだろうかというふうに思うのですが、これは、澤尾大臣がおやりになる文教行政の中の最大の課題の一つとして、ぜひこの機会に、竿頭一步を進めるといふことじゃないか、これは数歩進めていただきたいというふうに期待しておるのです。重ねて伺いますが、その点についての御見解をもう一度承りたい。

○国務大臣(澤尾弘吉君) 芸術、文化等に関する行政というものが伸びておらないというふうに私も感じておりましたが、秋山委員の力強い御発言をいただきまして、大いに意を強うするところでございます。私としては、この方面の行政を将来伸ばしていくために努力もし、研究もしてみたいと存じます。芸術院の問題につきましても、その一環として十分ひとつ検討させていただきたいと思ひます。

○秋山長造君 先ほど官房長から承ったのですが、文化功労者の年金五十万円というのは、当初、本省の局長クラスの高給相当の額というところが、大体一つの目安になって、五十万円というのをきめられた。それから、今度百万円としたについても、大体今日の局長級の最高給が、百万円前後なので、大体、それと照応されて百万円というのをきめられたというふうなお話なので、それはそれとして一応の理由が立つことだろうと思うのですが、これはなんですか、百万円というところ、文化功労者に対する年金としては、これは適当だ、それでよろしいのだというふうにお考えになつてゐるのでしょうか。あるいは、予算関係その他で、ちよつと百万円ではと思ひながら、その程度にとどめたということなんですか。また今後、相当の期間にわたつて、もうこれで据え置きというふうなおつもりなんではないか。そこを伺つておきたい。

○国務大臣(澤尾弘吉君) 文化功労者の年金の額が、どのくらいが適当か、妥当であるかということになりますと、なかなかはっきりしたことは申し上げにくいと思ふのであります。当初にきめました五十万円という額が、結局一つの標準になつてくると思ふのであります。そのことから考えまして、だいたい世の中も変わつてきたから、五十万円じゃ、いかに考えても低過ぎるのじゃないかろうか、こういうふうなところから百万円という線を出したわけでございます。的確な根拠があつて、これだけなければならぬものが、こうなつたのだというふうなことではございませぬ。その程度にひとつ御了承を願ひたいと思ふのであります。将来、また増額ということもあり得るかと思ひますが、さしあたり、しばらくはこれひとつつややつてまいりたい、かように考へておる次第であります。

○秋山長造君 もう一つお伺ひしたいのですが、例年の文化功労者に決定された人の名簿をここにいただいておるわけですが、大体、例年十人前後ぐら

話なので、それはそれとして一応の理由が立つことだろうと思うのですが、これはなんですか、百万円というところ、文化功労者に対する年金としては、これは適当だ、それでよろしいのだというふうにお考えになつてゐるのでしょうか。あるいは、予算関係その他で、ちよつと百万円ではと思ひながら、その程度にとどめたということなんですか。また今後、相当の期間にわたつて、もうこれで据え置きというふうなおつもりなんではないか。そこを伺つておきたい。

いのですが、これはやはり一つのワケがあるのですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 予算の面におきまして、十人の年金の予算が計上されております。

○秋山長造君 予算のワケから、人員がはじき出されてくるのですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 大体、そうでございます。

○秋山長造君 役所のやられる仕事ですら、万事が予算というところから出発するのわからぬことではないですが、文化功労者というものが、予算によつて人がきまるといふのも、ちよつとどうかという感じがするのですが、毎年十人ぐらゐというところは、つまり文化功労者の予算は、もうふえないんだ、ふやせないんだ、こういうことなんでしょうか。

○政府委員(蒲生芳郎君) ふやせないというところは、もちろん予算の面でございますから、そういうことはございませぬけれども、従来からも、大体十人程度ということにしばつてまいつております。

○秋山長造君 この法律の文面を見ますと、選考委員会で選考された人の中から文部大臣が決定する、こういうことになつてゐるのですが、選考委員会から文部大臣へ推薦してくる数は、例年どのくらいですか、三十八年度は何人ですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 選考委員会でも、大体十名にしばつて文部大臣のほうへ答申しております。

○秋山長造君 そりしますと、選考委員会が推薦してきた者を、そつくりそのまま文部大臣が決定するというのが従来例なんですね。選考委員会で選

考された者の中から、何人かふるい落すとすとか、あるいは選考者の中に入つていない者を、文部大臣がそれに付け加えるというふうなことは、かつてなかつたわけですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) かつてございませぬ。選考委員会の選考を尊重いたしまして決定いたしております。

○秋山長造君 そりすると、やはり選考委員に選ばれた人が、その人選の仕事その他、非常に重要なわけですね。それが決定的なことになるわけですね。その選考委員の顔ぶれなんかについて、とかく批判なり何なりといふものを私どもあまり聞いたこともないのですけれども、従来私どもの受けてゐる感じとしては、この文化功労者に決定された顔ぶれをずっと見てきまして、芸術関係あるいは学術関係、広くいろいろな方面の碩学泰斗が選ばれてゐるわけですが、どうも社会科学関係の学者が非常に少ないように思ふのですが、こういう席で、たとへば話を私どもの思いつきを、具体的な人をあげたりしてお尋ねするのは、ちよつとどうかと思ふから申し上げませぬけれども、非常に社会科学の關係の学者といふのが少ないのじゃないですか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 昭和二十六年制定以来、今日まで百五十七人の功労者が選ばれておりますが、哲学も含めまして人文科学の方が二十九人に相なつております。

○秋山長造君 人文科学というふうに広げますと二十九人、それにしても全体の数との比率からいいますと少ないわけですね、それは多い少ないといったところで、別にこれは専門によつてバランスとつてゐるわけでも何

でもないのですから、そんなことをとやかく言うつもりはありませんが、人文科学の中の社会科学というふうな方面の人は、ほとんどないのじゃないですか。たとえば経済学者、経済学關係なんかでいったら小泉信三さんだとか、それから高橋誠一郎さんぐらいなものですね。私たち、社会科学の方面が、他の面に比べて非常に少くないかと思ふ。それからまた、外国の社会科学の水準と比べて、日本の社会科学が非常に幼稚だと思ふ。むしろ日本の社会科学者、新しい社会科学者なんか、ほとんど優秀な人が育つてゐない、またその方面のほんとうの碩学泰斗というにふさわしいだけの老大家もおられるわけですね。そういう人が当然こういう場合に、ときには一人くらい選考にあがつてきてもいいように思われるような人がないことはないと思ふのですけれども、そういう人が、全然問題にならないわけですね。何かそういう点、別に私、この選考委員会の選考の仕方なりあるいは選考委員の人選なりがへんばだとか何とかいふような、ひがみを持つわけでも何でもないのです。ないのであれば、すなおに見渡して、どうも社会科学關係は、少し文部省あたりで敬遠されてゐるのじゃないかというふうな感じを受けるのですが、そういうことがあつては、私はやはりいかんと思ふので、広く各方面の功労者を網羅するといふたてまえからいつてもおかしいと思ふのですが、大臣、その点そりいうお感じ持たれませんか。

○国務大臣(澤尾弘吉君) そり言われまして、確かに御指摘のような方面の

んの御意見を伺ひまして、みな賛成だということに決定いたしましたわけでありまして。まあ、ああいう場合としては、それ以外、やりようがないかと思ひます。

○秋山長造君　そうしますと、従来の文部大臣が、白紙で選考委員会に推薦を一任すると、そしてその推薦されてきたものを文部大臣がそのまま認めていくというたてまえは、あくまで今後も貫くので、この間の尾崎さんの場合は、これはこういう本人がおなくなりになるというふうな特殊の場合で、それ以外にきつかけのつくりようがないから、文部大臣がいればイニシアティブをとられたというにすぎない、選考のやり方としては、これはもうあくまで異例なんだ、こういうふうには了解してよいのですか。

○国務大臣(尾崎弘吉君)　そのとおり、ひとつ御了解をしていただきたいと思ひます。

○小林武君　一点質問しておきたいのです。功労者の名簿を見ますと、全部とは言いませんけれども、大体日本芸術院会員、日本学士院会員というふうな方が非常に多数を占めておる。先ほどの御説明によると、日本学士院会員にも年金があり、芸術院会員にもそういう制度がある。より生活を豊かにするという角度から、そのようにするというお話でありますけれども、私はそういうものが二重になり、三重になるといふことについては、かれこれ言ふ気持はございませんけれども、日本学士院、芸術院というふうなものがある。さらに文化功労者年金法がつくられるというになると、この間の関係が一体どうなっているのか、文化功労

者の推薦というよりなもの、私なりの考え方をすれば、新たな角度と言ひますか、そういうふうなものがあつていいのじゃないかと思ひますが、そういうものは、どうなつておられますか。

○政府委員(蒲生芳郎君)　先ほど申し上げましたように、学士院会員は、學術の分野で功績の顕著な方、芸術院会員は藝術の分野において功績の顕著な方が会員として選ばれ、年金を受け取るわけでありまして。文化功労者になられる方は、何と申しますか、格づけをするような意味ではございせんけれども、一そうまた、文化に功勞の高い方を選ぶという意味からいたしまして、学士院会員の方、あるいは芸術院会員の方からも、文化功勞者に選ばれるということはあつてしかるべきじゃないかというふうに考えられます。

なお、年金の支給でございしますが、これは年金を差し上げて、これらの功績に對し優遇をするというものでございまして、いわゆる給与とは違ひますので、併給しても差しつかえないというふうに私も考へております。

○小林武君　年金を支給したら工合が悪いとは考へておらないのですか、たゞ、私が考へるのは、どうも選ばれた方々を見ますと、ほとんど学士院会員、芸術院会員が選ばれておる。一段格の上の人を選ぶという意味ですか。そういうふうには、文化功勞者というよりなものを眺めてよろしいのか。これは私はかなり問題だと思ふのです。

そういうことになりましたと、学士院というところ、あるいは芸術院というところは文化功勞者の予選を行なうよ

うな場所になつてしまふのじゃないかという氣もするわけですが。文化功勞者そのものには、もつと別な意味があるのではないかと、性格づけがあるのではないかと思ふのですが、この性格が明らかでない、私のような考へ方をすると、これからの考へ方をすると、文化功勞者について、できればもつと優遇の措置が講ぜられることを願ふものでありますけれども、いまのようなやり方に、多少疑義を感じますので、ほんとうに大體格づけから言へば、芸術院、学士院、その上のものであつて、いふことにはなる。そして事実として、いまのような形でほとんどの人が芸術院会員、学士院会員ということになると、その二つのものが、まるで文化功勞者の予備的な意味しかなくなる。このことは、一体学士院というものの存在、芸術院というものの存在を、性格を逆に弱めるといふことにならないうまいか、この点についてどうでしょう。

○政府委員(蒲生芳郎君)　たびたび繰り返すようにございしますが、学士院は學術の面で功績の顕著な方、芸術院は藝術に功績の顕著な方が会員になるわけでありまして、学士院、芸術院ともに、それぞれまた委員としての目的あるいは使命を持つて活動しております。文化功勞者のほうには、そういう何と申しますか、団体としての活動はございせん、その個人の功績に對して年金を支給するというところでございまして。この学士院会員と芸術院会員の中から、おっしゃいますように多数の方が功勞者に選ばれておることは事実でございしますが、目的が違

いますので、格づけでどちらが高いとか、あるいは格が低いとかということにはならないかと存じます。

○小林武君　先ほど、そのような何か御答弁ではなかつたのですか。格が何かという……。

○政府委員(蒲生芳郎君)　格づけが高いとか低いとかいうことは、これは語弊がありますが、いふに申し上げたかと思つております。

○小林武君　そうすると、一体文化といふのは何かということになるのです。学士院といふのは、芸術院といふのは、一体文化とどういふ關係があるのか、こういうことにもなると思ふのです。いまそういう議論をしてもしょうがないから、この次にまた譲るといたしまして、私の質問、これでよろしいです。

○秋山長造君　ちよつと資料要求。官房長、この次までに芸術院の政令、資料としてもらいたいです。

○委員長(中野文門君)　官房長、よろしいですか。

○政府委員(蒲生芳郎君)　承知いたしました。

○委員長(中野文門君)　本法律案についての本日の質疑は、この程度にいたします。

○委員長(中野文門君)　次に、私立学校振興会法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。尾崎文部大臣。

○国務大臣(尾崎弘吉君)　ただいま上程になりました私立学校振興会法等の一部を改正する法律案について、提案理

由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、私立学校振興会法及び私立大学の研究設備に対する国の補助に關する法律の一部を改正し、私立学校振興の線に沿つて国の助成の拡充をはからうとするものであります。

まず、私立学校振興会法の一部改正については、私立学校振興会の資金の融資対象を拡大し、従来からその融資対象であつた私立の小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、幼稚園及び特殊教育諸学校のはかに、職業に必要なる技術の教授を目的とする私立各種学校で学校法人または準学校法人の設置するもの、うち、政令で定めるものを加へようとするものであります。

私立各種学校には、さまざまものがございしますが、その中で、職業に必要な技術の教授を目的とするもので学校法人または準学校法人の設置するものの多くは、充實した組織内容を持ち、価値の高い職業技術の教育を行なつて、社会的にもきつめて意義のある役割りを果たしておりますが、ことに、そのうち理科系のものについて、技術者養成の緊急性にかんがみ、国の積極的な助成を行なうことが当面必要であると思へます。かような観点から、融資対象の具体的な範囲、条件等を政令で定めることにしております。

次に、私立大学の研究設備に對する国の補助に關する法律の一部改正については、その補助率が従来二分の一以内であつたものを三分の二以内に改めようとするものであります。これは、日進月歩の學術研究の進展に伴ひ、私立大学における研究設備も次第に高度

のものが必要となり、これが整備には多額の経費を要しますので、この補助金の補助率を引き上げ、私立大学の財政負担を軽減しようとするものであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(中野文門君) 以上で、本法案についての提案理由説明聴取は終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

午後零時二十三分散会

三月四日本委員会に左の案件を付託された。

一、教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律案

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

(高等学校の教員の特例)

第十六条の二 高等学校教諭免許状は、第四条第五項第二号に掲げる教科のほか、これらの教科の技能に係る事項で文部省令で定めるものについて授与することができ

2 前項の免許状については、第四条第三項の規定は適用しない。

3 第一項の免許状は、第五条第一項本文の規定にかかわらず、文部大臣の行なり試験(以下「高等学校教員資格試験」という。)に合格した者に授与する。

4 高等学校教員資格試験の受験資格、実施の方法その他試験に關し必要な事項は、文部省令で定める。

附則第十一項の表所要資格の項第三欄中「高等学校」の下に「盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。」を加え、同表備考第二号中「高等学校」において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員とは、高等学校「を」「高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)」において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下この号において同じ。)に改める。

附則に次の一項を加える。

14 第十六条の二第一項の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る事項に相当する事項の教授を担任する中学校の教諭又は講師となることができ

別表第三の所要資格の項第三欄中「二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、」を削る。

別表第五の第二欄中「中学校において」を「中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)」におい

て、「高等学校において」を「高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)」において」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の教育職員免許法第十六条の二第一項の免許状の授与については、当分の間、第五条第一項ただし書第二号の規定を適用しない。